

○ 高森町空き家情報登録制度実施要綱

平成28年3月31日

告示第28号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の空き家の有効活用を通して、町内への定住を促進し地域の活性化を図るため、高森町空き家情報登録制度（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として町内に建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）建物及びその敷地又は建物の跡地をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売買又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 利用希望者 町内への定住等を目的として、空き家バンクの利用を希望する者をいう。
- (4) 空き家バンク 空き家の売買、賃貸を希望する所有者等から申込みを受けて登録した情報を、定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対し、ホームページ等で情報を提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を規制するものではない。

(登録申込み等)

第4条 空き家バンクに空き家を登録しようとする所有者等は、空き家情報登録申込書（様式第1号）及び空き家情報登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認のうえ、適切であると認めるときは空き家バンクに登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクへの登録が適当と認めるものの所有者等に対して、空き家バンクへの登録を勧めることができる。

(登録事項の変更の届出)

第5条 前条第2項の規定による登録を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届出書（様式第3号）に登録事項の変更内容を記載し、町長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第6条 町長は、次に掲げる事項に該当するときは、空き家バンクの登録を取り消すものとする。

- (1) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
 - (2) 当該物件登録者から空き家情報登録変更届出書（様式第3号）により、登録抹消の申出があったとき。
 - (3) 当該空き家が登録された日から2年が経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。
 - (4) その他町長が登録しておくことが適当でないとき。
- （利用希望者の要件）

第7条 利用希望者は、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、高森町の自然環境や生活文化等に親しみ、地域住民と協調して生活しようとする者。
- (2) その他町長が適当と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、利用希望者が次の各号のいずれかに該当する場合は、空き家バンクを利用することができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者
 - (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者
- （利用登録）

第8条 利用希望者が空き家バンクを利用しようとするときは、空き家情報利用申込書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を審査し、適当であると認めたときは、空き家バンクに登録するものとする。

（利用登録に係る登録事項の変更の届出）

第9条 前条の規定による利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家情報利用登録変更届（様式第5号）を町長に届け出なければならない。

（利用登録者の登録の取消し）

第10条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を取消すものとする。

- (1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害する恐れがあると認められるとき。
- (2) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (3) 空き家情報利用登録変更申込書（様式第5号）により、登録抹消の申出があったとき。
- (4) 利用登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより

再登録した場合は、この限りでない。

(5) その他町長が適当でないとき。

(協力事業者の登録等)

第 11 条 契約交渉の形態で間接型契約による協力事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 宅地建物取引業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する宅地建物取引業者であり、協会に加盟するものであること。

(2) 町内に事務所を有していること

(3) 国税及び地方税に未納がないこと

(4) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）でないこと。

2 登録を希望する事業者は、空き家バンク協力事業者登録申込書（様式第 6 号）を町長に提出しなければならない。

(交渉の申込みおよび通知)

第 12 条 物件登録者と空き家の利用に関する交渉を希望する利用登録者は、空き家情報物件交渉申込書（様式第 7 号）に当該物件の登録番号その他必要な事項を記入し町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該物件登録者にその旨を連絡するものとする。この場合において、当該物件登録者の代理又は媒介を行う者がいるときは、その者に対しても同様とする。

3 前項の連絡を受けた物件登録者又はその代理若しくは媒介を行う者は、遅滞なく利用登録者と交渉し、町長へその交渉内容を空き家バンク交渉結果報告書（様式第 8 号）により報告するものとする。

(物件所有者と利用登録者の交渉等)

第 13 条 町長は、物件登録者と利用登録者との空き家の利用に関する交渉及び売買、賃貸等の契約（以下「交渉等」という。）については、直接関与しないものとする。

2 交渉等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の取扱い)

第 14 条 物件所有者及び利用登録者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 個人情報を他に漏洩し、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

(2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

(3) 個人情報は、交渉及び契約等の終了後速やかに廃棄又は消去、その他適正な措置を講じなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する